

さ情審査答申第102号
平成25年10月21日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成24年12月28日付けで貴職から受けた、「2006年4月25日局長
決裁・財財契第000290号「さいたま市建設工事請負契約基準約款 他6
件の一部改正について」により「業務委託契約基準約款」が改正され、「個人情
報取扱特記事項」から「情報セキュリティ特記事項」へ変更（2006年7月
1日施行）されたさいの当該変更の検討状況（協議内容を含む）の詳細が分か
るものすべて<主務課>IT政策課」（以下「本件対象行政情報」という。）の
不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問につい
て、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成24年11月15日付け政政I第1026号
により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った不開示決定は、
妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいた
ま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象
行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取消し、不開示
情報の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね以下のとおり
である。

- (1) 理由提示義務を懈怠した瑕疵がある。
- (2) 不存在は違法、不当。不存在の真否を争う。不存在の当否を争う。
- (3) 捜したが見つからなかったでは無責任な文書管理である。
- (4) 起案したと「仮定」という表現にも主体的な責任の自覚の欠如を感じ

- る。
- (5) 5年保存と「推測」してもその根拠が示されず、この点も責任回避をしているだけで誠実さが無い。例規扱いとし、第1種文書に位置付けられて当然である。
 - (6) いずれにしても、事態の深刻さを真剣に受け止めた理由提示をしてほしい。モラルハザードは許されない。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

1 個人情報取扱特記事項から情報セキュリティ特記事項に変更した経緯について

さいたま市業務委託契約基準約款（以下「約款」という。）は、市の業務委託契約において、原則として仕様書などとともに契約書に添付し、検査の時期、支払の方法、履行遅滞の場合の損害金、契約解除などの委託者と受託者が守らなければならない事項を定めたものである。

従来、市の業務委託契約において、契約書、請書、協定書、確認書、覚書その他これらに類する書類（以下「契約書等」という。）の一つとして、約款に個人情報取扱特記事項を添付していた。

情報資産を取扱う業務委託について、さいたま市情報セキュリティポリシー（以下「セキュリティポリシー」という。）を遵守させるために、平成18年3月9日にさいたま市情報セキュリティに関する委託管理基準（以下「委託管理基準」という。）を策定し、契約書等に委託管理基準の別記である情報セキュリティ特記事項を遵守する旨の条項を記載することで、情報資産の取扱いに際し、情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざん等から保護するための必要な措置を講じるように受託者に求めることとした。

上述の理由のため、約款に添付する特記事項を個人情報取扱特記事項から情報セキュリティ特記事項へ平成18年7月1日に変更したものである。

2 本件異議申立てについて

情報セキュリティの最高決定機関として情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を設置し、セキュリティポリシーを含む実施手順書等の策定は、委員会での承認を得ることとなった。また、委員会の補助組織として、情報セキュリティに関する調査、検討、庁内の調整等を実施する情報セキュリティ連絡会議があり、委託管理基準は当該連絡会議で審議され、情報セキュリティ委員会で承認を受けたものである。

異議申立人が開示を求めている本件対象行政情報については、平成18年

3月9日に策定された情報セキュリティ特記事項を含む委託管理基準の起案関連文書とあわせて平成17年度もしくは平成18年度のファイル基準表「情報セキュリティ連絡会議」フォルダに保存されていたと考えられるが、保存期間は5年であり、平成17年度の当該フォルダについては平成23年3月末、平成18年度の当該フォルダについては平成24年3月末をもって保存期間満了となっており、既に廃棄済みである。また、本件対象行政情報について、平成17年度及び平成18年度のファイル基準表に記載のある文書を探索したが、存在が確認できなかったため、不開示決定をしたものである。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報について

本件対象行政情報は、「2006年4月25日局長決裁・財財契第000290号「さいたま市建設工事請負契約基準約款 他6件の一部改正について」により「業務委託契約基準約款」が改正され、「個人情報取扱特記事項」から「情報セキュリティ特記事項」へ変更（2006年7月1日施行）されたさいの当該変更の検討状況（協議内容を含む）の詳細が分かるものすべて<主務課>IT政策課」である。

前述の実施機関の説明のとおり、平成18年3月9日に情報セキュリティ特記事項を含む委託管理基準を策定していることから、平成17年度のファイル基準表「情報セキュリティ連絡会議」フォルダに保存されていた、もしくは、翌年度の平成18年度の当該フォルダに保存されていたと考えられるが、いずれにしても、5年保存の文書で廃棄済みであるため、文書不存在として本件処分をしたものである。

異議申立人は、例規扱いとして第1種文書、すなわち30年保存に位置付けられて当然であり、5年保存で廃棄することは違法、不当であると主張し、本件処分の取消しと開示を求め異議申立てを行ったものである。

2 本件処分の妥当性について

(1) 実施機関の主張は、本件対象行政情報は、文書管理規則別表の第3種（5年保存する文書）(1)予算、決算及び出納に関する文書に該当し、保存期間満了により平成23年4月1日または平成24年4月1日に既に廃棄済みであり、存在しないというものである。

(2) 委託管理基準は、前述のとおり、セキュリティポリシーにおいて示された基準を業務委託契約の受託者に対しても適用すべく策定されたものであり、当該業務委託契約は市の予算、決算及び出納に関するものであるから、文書管理規則別表第3種(1)に当たると解され、実施機関が保存

期間5年で廃棄したことは、違法、不当とはいえない。

当審査会は、市の現行電子文書管理システムにより打ち出された平成17年度ファイル基準表（IT政策課）及び平成18年度ファイル基準表（IT政策課）により、調査したところ、第2ガイド「情報セキュリティ連絡会議」個別フォルダ「情報セキュリティ連絡会議」にファイルされている文書は平成23年4月1日及び平成24年4月1日に廃棄されているとの記録を確認した。

当該連絡会議は、前述実施機関説明のとおり、市の情報セキュリティの最高決定機関である情報セキュリティ委員会の補助機関として当時設けられたもので、情報セキュリティに関する調査、検討、庁内の調整等を行っていた。

実施機関の説明によると、ファイリングシステムでは、基準表の個別フォルダには、それに関連する複数の文書がファイルされ個々の文書名等は記載されていない。本件対象行政情報は個別フォルダ「情報セキュリティ連絡会議」にファイルされていたものと推測され、廃棄済みであるという。

これら実施機関の説明に不自然な点はなく、本件対象行政情報の存在を窺わせる具体的な事情も存在しないことから、不存在と認めるのが相当である。

- (3) 本件処分について理由提示義務を懈怠した瑕疵があるとの異議申立人の主張については、本件行政情報不開示決定通知書に開示しない理由を具体的に記載していることから、実施機関において条例に規定されている理由付記義務に違反しているとは認められない。
- 3 異議申立人のその余の主張については、当審査会の権限外の事項に関することから、判断しない。
- 4 よって、本件異議申立てについて、当審査会は上記第1の結論のとおり答申する。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成24年12月28日	諮問の受理
②	平成25年1月30日	実施機関から理由説明書を受理
③	同年4月18日	審議
④	同年6月27日	審議
⑤	同年8月1日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑥	同年9月17日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	小 室 大	行政経験者

(五十音順)